

平成 27 年 度

事 業 概 要

栃 木 県 県 南 家 畜 保 健 衛 生 所

はじめに

県南地域の家畜衛生の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。管内において、平成27年度は家畜伝染病の発生や家畜伝染性疾病の流行は認められず、家畜衛生の面では平穏な1年でした。

一方、平成27年9月には、台風18号の影響を大きく受けて数十年に一度の記録的な豪雨となった「関東・東北豪雨」により、尊い人命が失われ、住宅、道路などの施設、農作物に甚大な被害がありました。管内においても数戸ではありましたが、家畜や畜舎などに被害があり、自然災害の驚異を改めて再認識させられたところであり、被害を受けた方々にはお見舞い申し上げます。

東日本大震災に加え、異常気象と思われる自然災害が目立つ中、家畜衛生の状況については、平成25年に豚流行性下痢が全国的に流行し、その後、落ち着きを見せているものの、隣接県を含め未だ各地で散発しており、管内の養豚農家の皆様に「飼養衛生管理基準」遵守の再徹底をお願いしているところです。

また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザについても、近隣アジア諸国を中心に続発している状況にあり、清浄性を維持している日本では、渡り鳥による進入の可能性や人・物の移動の活性化により、侵入リスクが高まることは今後も想定され、依然として警戒を怠らないことが求められています。

このような現状を踏まえ、家畜伝染病の発生予防のため、当所では管内市町や下都賀・安足両農業振興事務所等の協力を得ながら、管内対象農家の全てを巡回し、「飼養衛生管理基準」の遵守、特に消毒の徹底、異常家畜の早期発見と早期通報をお願いしてきました。

また、両農業振興事務所を中心に関係機関と連携し、万一の発生に備えて迅速・的確な初動防疫措置にポイントを置いた地域防疫体制の強化に努めてまいりました。

家畜伝染病の発生とまん延を防止し、安全・安心な畜産物を提供するためには、畜産農家の積極的な飼養衛生管理基準の遵守に加え、関係者の一体となった取組が重要です。

今後も、畜産農家の皆様、市町、関係機関、関係団体と連携しながら、家畜防疫体制の強化に努めて参りますので、更なる御支援と御協力をお願いします。

ここに平成27年度事業概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、参考にしていただければ幸いです。

平成28年3月

栃木県県南家畜保健衛生所長

目 次

I 県南家畜保健衛生所の概要	
1 沿革	1
2 所在地	1
3 施設概要	2
4 組織及び業務内容	3
5 管内の概要	4
II 平成 27 年度事業実施状況	
1 家畜伝染病予防事業	4
(1) 平成 27 年度予防事業成績	4
○家畜伝染病予防事業実績	5
(2) 牛寄生虫検査成績	6
(3) 放牧牛衛生検査	6
(4) トキソプラズマ病（豚）	6
(5) オーエスキー病	7
(6) 各種抗体検査成績	7
(7) 病性鑑定	9
(8) 家畜自衛防疫指導事業	9
○管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況	10
2 家畜衛生対策事業	11
(1) 監視・危機管理体制整備対策	11
(2) 慢性疾病等生産阻害疾病低減対策	12
(3) 畜産物安全性確保対策	12
3 動物薬事監視業務	13
(1) 動物用医薬品・医療機器製造販売等業者	13
(2) 動物用医薬品販売業者及び許可業務	13
(3) 動物用医療機器販売業者	13
(4) 薬事監視指導	13
4 その他の事業	14
(1) 診療施設立入調査・指導	14
(2) 家畜人工授精師等立入調査	14
(3) 乳汁検査	14
(4) 畜産物等放射能関連緊急対策事業	14
III 平成 27 年度家畜保健衛生業績発表会抄録	
1 管内一養豚場における豚繁殖・呼吸障害症候群対策による生産性向上への取組...	15
2 直売所等へ鶏卵出荷する管内小規模平飼い農家への衛生指導	16

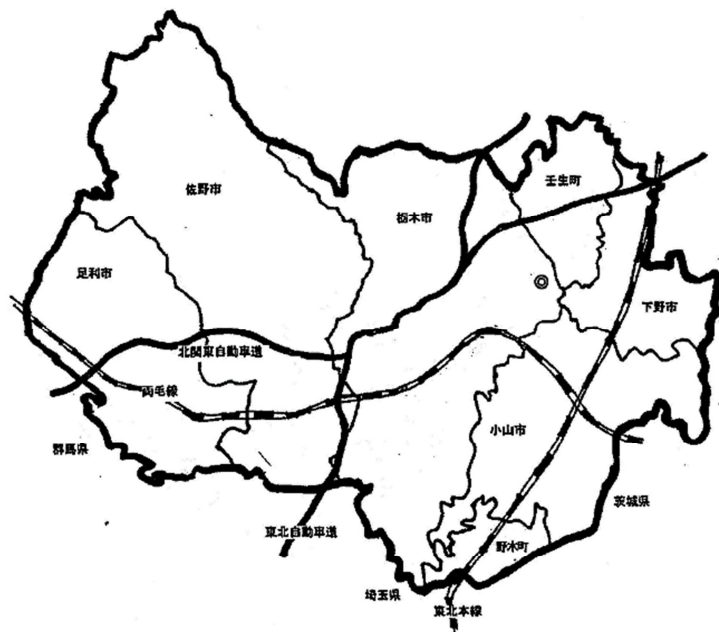
I 県南家畜保健衛生所の概要

1 沿革

- 昭和26年 3月31日 栃木県栃木家畜保健衛生所を栃木市片柳町に設置した。
- 昭和41年 4月 1日 機構改革により、栃木・田沼・足利家畜保健衛生所を統廃合し、栃木県栃木家畜保健衛生所とした。また、足利は出張所とした。
- 昭和43年 3月31日 栃木市箱森町22-27に新築移転した。
- 昭和46年 4月 1日 足利出張所を廃止し、家畜保健衛生所に検査課を設置した。
- 平成12年 4月 1日 農務部組織再編により、栃木県県南家畜保健衛生所に名称変更した。
- 平成20年12月15日 現在地に新築移転した。

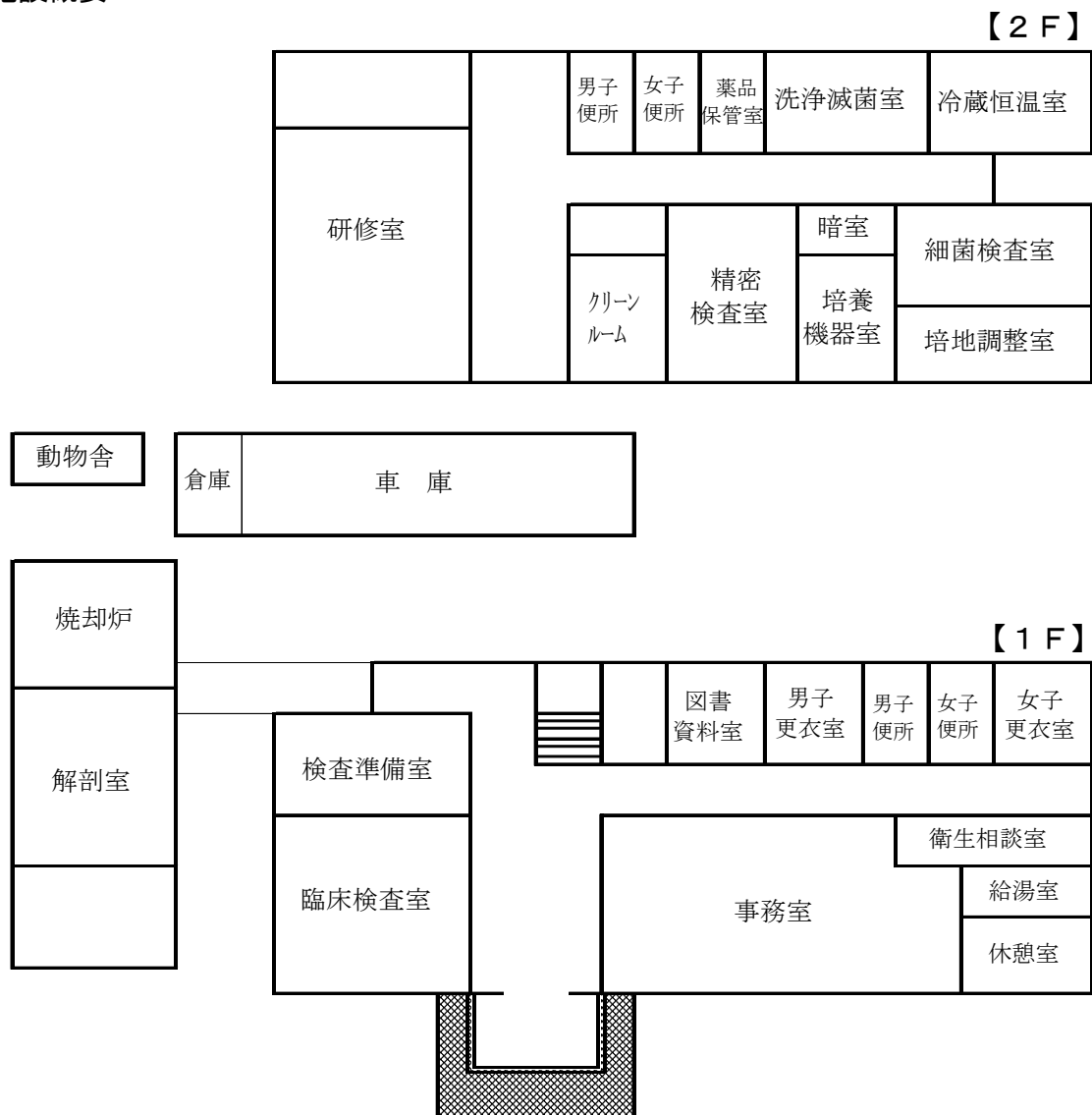
2 所在地

- 〒328-0002 栃木市惣社町1439-20
- 電話番号 0282-27-3611 F A X 0282-27-4144
- 交 通 東武宇都宮線野州大塚駅から南東に3 km
東北自動車道栃木 I C から東に9 km
北関東自動車道都賀 I C から南に7 Km



- 管轄区域 栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、足利市、佐野市
◎：県南家畜保健衛生所

3 施設概要



(1) 敷地面積：3,000 m²

(2) 施設面積

ア 本館：856.2 m²

(内訳)

【1F】事務室：108.4 m² 臨床検査室：59.1 m² 検査準備室：32.1 m²

衛生相談室：16.1 m² 図書資料室：21.2 m²

【2F】研修室：87.2 m² 精密検査室：44.2 m² 細菌検査室：32.2 m²

培地調整室：20.0 m² 培養機器室：23.6 m² 暗室：6.7 m²

クリーンルーム：22.6 m² 薬品保管室：13.5 m² 洗浄滅菌室：29.1 m²

冷蔵恒温室：31.8 m²

イ 付属棟：202.3 m²

(内訳)

解剖室：55.9 m² 焼却炉：42.3 m² 動物舎：15.0 m² 車庫：89.1 m²

4 組織及び業務内容

所 長
主幹兼所長補佐（総括）

職 氏 名	主 な 業 務
<p style="text-align: center;">企 画 指 導 課</p> <p style="text-align: right;">計 4名</p>	<p>家畜衛生の企画調整 家畜衛生の普及・啓発事務 家畜衛生の研修及び相談事務 畜産環境対策指導 動物薬事事務 獣医師及び獣医療事務 家畜人工授精、削蹄及び装蹄事務 畜産新技術の普及 家畜衛生関連情報整備対策 職員の服務 庶務全般 畜産環境の検査 家畜の共進会及び共励会</p>
<p style="text-align: center;">防 疫 課</p> <p style="text-align: right;">計 6名</p>	<p>家畜伝染病及び伝染性疾病の防疫 家畜伝染性疾病の検査及び予防指導 病性鑑定業務 家畜の輸出入検査 家畜保健衛生上必要な調査、試験及び検査 慢性疾病等生産性阻害疾病低減対策 （牛、豚、鶏） 自衛防疫指導 生産衛生管理体制整備 動物由来感染症監視体制整備 特用家畜の衛生指導 放牧場衛生対策</p>

5 管内の概要

管内は、栃木県の南部に位置し、5市2町を管轄区域としている。東は茨城県、南は埼玉県、西は群馬県に隣接しており、県境を越える家畜及び畜産関係者の往来が盛んなことから、特に県境防疫に留意しながら事業の推進を図っている。

(1)酪農は、首都圏への市乳供給基地として歴史も古く順調に発展してきたが、最近の都市化、混住化、飼養者の高齢化が進むなかで飼養頭数は年々減少している。飼養頭数は約3,200頭で県内の1割弱であり、1戸当たりの平均飼養頭数は約45頭である。

(2)肉用牛は、栃木県を代表する肥育牛生産地域にあつて、飼養頭数は県内の2割を占め、1戸当たりの平均飼養頭数は約120頭で、黒毛和種及び交雑種肥育牛等の多頭化・集団飼育が行われている。

(3)養豚は、飼養戸数が県内の2割、飼養頭数は1割であり、1戸当たりの平均飼養頭数は約1,000頭と県平均の半分以下ではあるが、一貫経営及び専業により飼養規模の拡大が図られている。

(4)養鶏は、飼養戸数は県内の3割、飼養羽数は1割であり、1戸当たりの平均飼養羽数は約4,300羽である。一部には大規模企業経営もあるが、多くは個人による兼業農家であり、特殊卵の産直販売や、農産物直売所での販売等の経営戦略をとっている養鶏家が多い。

(5)馬は、乗馬クラブを中心に15戸約230頭が飼養されている。

(6)養蜂は、約60戸約1,600群が採蜜やいちごの受粉用として飼養されている。

II 平成27年度事業実施状況

畜産経営の安定と健全な発展のためには、家畜衛生対策が基本となる。最近における畜産の大型化、構造の質的变化及び消費者の食品への安全志向の高まりに対応した各種家畜衛生事業が要望されている。また、飼料等の輸入増大や国際化の伸展に伴う海外悪性伝染病の侵入機会の増加等、家畜衛生に対する需要及び要請は益々増加傾向にある。

このような畜産情勢を背景とし、家畜保健衛生所は家畜防疫対策事業を中心に、畜産情勢の変化に適切に対応しながら各種指導事業等を推進している。

1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法を積極的に運用し、県、市町、開業獣医師、各種畜産団体や家畜飼養者の協力を得て、総合的に家畜防疫を推進している。特に家畜の伝染性疾病の発生予防については、管内各市町の自衛防疫団体の協力により事業を推進している。

一方、家畜の伝染病や伝染性疾病の予防とまん延防止のために検診、検査及び病性鑑定を実施している。

(1)平成27年度予防事業成績

(ア)牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病：安全な生乳及び食肉等の生産並びに当該伝染病の清浄度の維持を図るため検査を実施した。

(イ)馬伝染性貧血：乗用馬について、本病の清浄性の維持を図るため検査を実施した。

(ウ)ニューカッスル病：発生予防に重点をおき、ワクチン接種指導、抗体検査等を実施した。

- (エ) 腐蛆病：養蜂業者の蜂群及びイチゴハウス内蜂群について、本病の検査を実施した。
- (オ) 高病原性鳥インフルエンザ：本病発生を早期発見するために、監視に重点をおき、抗体検査及びウイルス分離検査を実施した。また、飼養衛生管理の指導・徹底及び異常鶏の早期通報を指導した。
- (カ) オーエスキー病：農場の清浄性維持・促進等の目的で抗体検査を実施した。また、本病の浸潤状況を把握する目的で、と畜場出荷豚の抗体検査を実施した。
- (キ) 豚コレラ清浄性維持対策事業：本病の防疫対策は、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、平成18年4月以降、全国的にワクチンを使用しない防疫措置に移行した。そのため、本病の清浄性の維持確認を目的に管内養豚農家全戸について、当該指針に基づく立入検査を行い、臨床検査による異常豚の摘発及び抗体保有状況調査を実施した。

そのほか、各種疾病の抗体検査等を実施し、家畜伝染病及び家畜伝染性疾病の発生予防とまん延防止に努めた。

○ 家畜伝染病予防事業実績（頭羽群数）

事業名	実績	検査結果			備考
		－	±	＋	
検 診 ・ 検 査	牛ブルセラ病	645	645		告示 645
	牛結核病	645	645		告示 645
	ヨーネ病	697	697		告示 696 告示外 1
	馬伝染性貧血	106	106		告示 61 告示外 45
	家きんサルモネラ感染症	0	0		
	高病原性鳥インフルエンザ	420	420		告示 60 告示外 360
	腐蛆病	2,275	2,275		告示 1,581 告示外 694
	トキソプラズマ病（豚）	200	200		
	ピロプラズマ病 （牛タイレリア病）	106	106		放牧予定牛 66 放牧牛（延べ） 40
	牛肺虫症	0	0		

(2)牛寄生虫検査成績

牛寄生虫による放牧予定牛の損耗等を防止する目的で、ピロプラズマ病の検査を実施した。

市 町 名	検査頭数	陽性頭数	備 考
栃 木 市	18	0	
小 山 市	1	0	
下 野 市	23	2	
足 利 市	10	0	
佐 野 市	14	0	
計	66	2	

(3)放牧牛衛生検査

管内公共育成牧場1カ所の衛生検査を実施した。

牧 場 名	野田町放牧場	奥戸放牧場
所 在 地	足利市野田町	足利市奥戸町 佐野市高橋町
衛生検査頭数	休牧中	5 頭
衛生検査回数	休牧中	8 回

(4)トキソプラズマ病 (豚)

本病の発生予防と清浄化に重点をおいて抗体検査を実施した。

年度 結果	19	20	21	22	23	24	25	26	27
陽 性 (陽性率)	6 (3.3)	9 (6.0)	24 (12.0)	6 (2.6)	1 (0.5)	0 (0.0)	3 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
疑陽性	11	6	39	16	0	0	0	0	0
陰 性	165	136	137	217	182	261	233	200	200
計	182	151	200	239	183	261	236	200	200

(5) オーエスキー病（野外ウイルス抗体識別検査成績）

本病については、栃木県豚オーエスキー病防疫対策実施要領に基づく清浄化対策を講じている。農場の清浄性確認等の目的で抗体検査を実施した。

	検査数	陽性数	陽性率
戸数	21	0	0%
頭数	1,045	0	0%

(6) 各種抗体検査成績

ア 牛白血病抗体検査

抗体陽性牛は50%に見られ、とう汰等の清浄化対策を指導した。

イ 牛流行熱等抗体調査

アカバネ病、牛流行熱、イバラキ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症について、5戸の農家を選定し、流行状況を調査した。

調査疾病名		戸数	頭数	検査成績・抗体価（頭数）							
牛白血病		68	2,332	陽性				陰性			
				1,155				1,177			
牛流行熱等抗体調査	疾病名	採血月		6月		8月		9月		11月	
		戸数	頭数	<2	≥2	<2	≥2	<2	≥2	<2	≥2
	アカバネ病	5	15	13	2	15		15		15	
	牛流行熱	5	15	15		15		15		15	
	イバラキ病	5	15	15		15		15		15	
	アイノウイルス感染症	5	15	15		15		15		15	
チュウザン病	5	15	15		15		15		15		

ウ 豚コレラ抗体検査成績

検査頭数	E L I S A法判定	
	－	＋
150	150	0

エ 豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）抗体検査成績

検査頭数	E L I S A法判定		
	－	±	＋
596	441	0	155

オ 伝染性胃腸炎（TGE）抗体検査成績

検査頭数	中和抗体価				
	<2	2	4	8	16≤
60	35	1	3	2	19

カ 豚流行性下痢（PED）抗体検査成績

検査頭数	中和抗体価				
	<2	2	4	8	16≤
240	237	2	1	0	0

キ ニューカッスル病等抗体検査成績

(ア) ニューカッスル病（ND）抗体検査成績

検査頭数	HI抗体価						
	≤2	4	8	16	32	64	128≤
120	0	0	0	3	9	11	97

(イ) 鶏マイコプラズマ病（MG・MS）抗体検査成績

検査項目	マイコプラズマ・ガリセプチカム			マイコプラズマ・シノビエ		
	＋	±	－	＋	±	－
検査羽数	420	0	0	420	0	0

(7)病性鑑定

今年度の病性鑑定は、34件、129頭羽について実施した。乳用牛でコクシジウム病、肉用牛で牛白血病、豚で豚レンサ球菌症、鶏でサルモネラ症が認められた。

畜種	診断疾病名	件数	頭羽数	備考
乳用牛	コクシジウム病	1	4	
	その他	6	28	
	小計	7	32	
肉用牛	牛白血病（散発性）	1	1	非定型
	コクシジウム病	1	12	
	合併症（牛パラインフルエンザ・ 牛パステラ症・ 牛マイコプラズマ肺炎）	1	7	
	合併症（牛RSウイルス病・ 牛コロナウイルス病・ 牛マイコプラズマ肺炎）	1	8	
	その他	9	14	
	小計	13	42	
豚	豚レンサ球菌症	1	1	
	増殖性腸炎	1	5	
	その他	5	21	
	小計	7	27	
鶏	サルモネラ症	2	2	同一農場
	鶏大腸菌症	1	1	
	その他	3	24	HPAI陰性
	小計	6	27	
そのほかの動物	山羊（原因不明）	1	1	伝達性海綿状脳症陰性
合計		34	129	

(8)家畜自衛防疫指導事業

（社）栃木県畜産協会と連携して、管内各市町の自衛防疫団体が実施している各種予防注射事業等の指導と衛生技術・情報の普及・啓発を行った。

○ 管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況

1 家畜伝染病

(頭羽群数)

病 名	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
結核病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	3	0	0	0	1	0	0	0	0
炭疽(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピロプラズマ病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家きんサルモネラ感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病(蜜蜂)	0	0	4	0	4	0	0	2	0

2 届出伝染病

(頭羽群数)

病 名	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
破傷風	0	0	0	0	0	0	0	1	0
牛伝染性鼻気管炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛ウイルス性下痢・粘膜病	1	0	0	0	3	0	0	0	0
アカバネ病	0	0	0	0	1※	0	0	0	0
牛白血病	0	4	3	0	3	2	0	0	1
馬インフルエンザ	0	5	0	0	0	0	0	0	0
オーエスキー病(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚丹毒	2	0	0	0	0	0	0	0	0
豚流行性下痢	0	0	0	0	0	0	0	2	0
伝染性胃腸炎(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サルモネラ症(豚)	0	0	2	0	0	0	0	0	0
伝染性喉頭気管炎(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マレック病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶏痘	0	0	0	0	0	3	1	0	0
サルモネラ症(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	1
チョーク病(蜜蜂)	0	0	1	0	0	0	0	0	0
アカリダニ症(蜜蜂)	0	0	0	0	0	0	0	1	0

※導入牛で発生

2 家畜衛生対策事業

(1) 監視・危機管理体制整備対策

ア 家畜伝染病防疫対応強化

(ア) 管理基準、防疫指針普及推進

飼養衛生管理の徹底を図るため、会議や講習会において衛生管理指導を実施した。

実施内容	開催回数	出席人数	備考
畜産担当者会議	1	33	市町、農協、共済組合、獣医師、 県関係機関

(イ) 管理基準等の指導、普及、強化

農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の調査及び指導のため巡回を実施した。

実施内容	指導実施農場数 (延べ農場数)	指導実施農場数内訳 (延べ農場数)
飼養衛生管理指導	327 (562)	牛214 (295)、豚35 (117)、馬6 (43)、鶏62 (108)、 めん山羊9 (9)、鹿1 (1)

イ 家畜衛生関連情報整備対策

畜産農家からの情報や病性鑑定成績を基に、家畜衛生に関する対策及び疾病の発生情報を収集・分析した。また、収集した情報や県内外からの情報を「家畜衛生情報」として関係者に情報提供した。

情報収集：約400件 家畜衛生情報提供：延べ18件

ウ まん延防止円滑化対策

伝染病の清浄維持及び更なる清浄化促進を図るため、農家、市町担当者及び開業獣医師等を対象に防疫措置について会議を開催した。

疾病名	開催回数	出席人数	備考
口蹄疫及び高病原性 鳥インフルエンザ	3	117	市町、県建設業協会、県関係機関
オーエスキー病	3	56	栃木県南部地域豚オーエスキー病防疫協議会

(2) 慢性疾患等生産阻害疾患低減対策

経済的損失が大きい家畜の慢性疾患等について、その発生動向を把握するため調査・検査を実施し、得られた成績をもとに有効な指導・対策を検討するとともに、疾病防疫マニュアル作

成の基礎とする。

畜種	調査戸数	対象疾病名	調査頭数	調査項目等
鶏	1	細菌病	95	疾病発生状況、細菌検査、血液検査、衛生管理状況、出荷成績など
豚	1	呼吸器病	2,140	

(3) 畜産物安全性確保対策

ア 畜産物生産衛生管理体制整備

畜産物の安全性確保のための衛生指導体制を整備し、HACCP（危害要因分析重要管理点）方式による生産衛生管理基準の農家への円滑な導入・普及定着を図るとともに、畜産物に対する消費者の信頼性を確保するため、監視・管理体制のあり方について検討を行った。

畜種	実施戸数	危害因子設定	検討内容
豚	1	注射針の残留 薬品の残留	衛生管理マニュアルの作成 「注射針管理記録簿」等モニタリング様式作成と記帳
肉用牛	2	設定中	工程表の作成、原材料の工程における危害要因の分析

イ 動物用医薬品危機管理対策

(ア) 動物用医薬品の適正使用実態調査

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の規定に基づき、動物用医薬品の使用者（牛1戸、豚3戸）に対し、畜産物への残留防止を図るため、使用状況等の実態調査を実施した。

調査の結果、各農家とも休薬期間を厳守し、問題はなかった。

(イ) 薬剤耐性菌の発現状況調査

家畜における薬剤耐性菌の発現状況を把握するとともに、リスク分析のため健康家畜の糞便採取、対象菌種の薬剤感受性試験及び抗菌性物質の使用状況調査等を実施した。

対象菌種	対象畜種	調査戸数	検体数	分離株数	調査内容
カンピロバクター	牛 豚 鶏	7 (牛:2 豚:1 鶏:4)	14	0	細菌検査、抗菌性物質使用状況調査

3 動物薬事監視業務

(1) 動物用医薬品・医療機器製造販売等業者

製造販売等業者	所在地	製品名
栄研化学(株) 栃木精工(株) フォルテグロウメディカル(株) (株)イーアンドエム	野木町 栃木市 佐野市 下野市	トキシチェック、VKBディスク 動物用注射針 動物用注射針、動物用輸液セット オペライト

(2) 動物用医薬品販売業者及び許可業務

(平成28年3月31日現在)

区分	業者数	27年度許可の種類	
		新規	更新
店舗販売業	1	0	0
卸売販売業	4	0	0
特例店舗販売業	75	5	9
計	80	5	9

(3) 動物用医療機器販売業者

(平成27年3月31日現在)

区分	業者数
高度管理医療機器販売・貸与業	1
管理医療機器販売業(高度管理医療機器販売業兼務)	6(1)
計	6

(4) 薬事監視指導

動物用医薬品等の製造から流通・販売の過程において、法令の趣旨を周知徹底し、これを遵守させることによって、動物用医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保を図り、もって適切な動物用医薬品等の供給に寄与する。

区分	検査件数	指導内容(措置)等
立入検査	47件	医薬品の適正管理、記録類の適正保管

4 その他の事業

(1) 診療施設立入調査・指導

管内の飼育動物診療施設に対し、獣医療の適正確保を目的に獣医師法、獣医療法及び医薬品、医療器機等法（旧薬事法）に基づき立入調査を実施した。

診療施設数	検査件数	指導内容
80	24	劇毒物の適正保管、X線診療に係る記録等

(2) 家畜人工授精師等立入調査

管内の家畜人工授精所、家畜人工授精師及び獣医師等に対し、家畜人工授精業務の適正確保を目的に家畜改良増殖法に基づき立入調査を実施した。

区分	調査対象数	検査件数	指導内容
家畜人工授精所	1	0	
家畜人工授精師等	29	11	授精簿記載、保管等

(3) 乳汁検査

管内酪農家からの依頼等に基づき、乳房炎を引き起こす原因菌の特定及びその薬剤感受性検査を実施し指導を行った。

件数	検査頭数(延べ)	検査項目
11	17	原因菌の分離、検出された菌の薬剤感受性試験

(4) 畜産物等放射能関連緊急対策事業

消費者への安全・安心な畜産物の提供に資するため、県内で飼養されている肉用牛の牛肉中放射性物質について出荷時に検査を実施した。

実施頭数	検査期間	検査機器
3,372頭	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	NaIシンチレーションスペクトロメータ

管内一養豚場における豚繁殖・呼吸障害症候群対策による生産性向上への取組

県南家畜保健衛生所

○新楽和孝、半田真明

県央家畜保健衛生所

藤田慶一郎

【はじめに】豚繁殖・呼吸障害症候群（以下 PRRS）は、PRRS ウイルス（以下 PRRSV）による母豚の繁殖障害と、子豚の呼吸器障害を主徴とする感染症であり、離乳後に起こる事故の原因の一つと言われている。今回、管内の一養豚場において、PRRS を対象に継続的な対策を講じ、事故率の低減や肥育成績の向上につながったので、その概要を報告する。

【農場の概要と対策前の状況】当該農場は、母豚 250 頭の一貫生産農場である。子豚は、分娩舎（0～35 日齢）、離乳舎（36～90 日齢）、肥育舎（91 日齢～出荷）各 1 棟で飼養し、マイコプラズマ（1 週齢）、豚サーコウイルス 2 型（3 週齢）、豚丹毒（80 日齢）、胸膜肺炎（以下 APP）（70 と 105 日齢）のワクチン接種をしていた。対策前は、肥育舎で結膜充血や乾性の発咳を呈する豚、発育遅延や APP 様の症状を呈して死亡する豚が多く見られ、離乳後の高い事故率と、出荷日齢の遅れが課題となっていた。なお、PRRS の ELISA 及び PCR 検査の結果、子豚は肥育舎へ移動した後に PRRSV に感染していた。また、2 回目の APP のワクチン接種時には、移動と注射によるストレスが同時に加わるとともに、注射針の連続使用が PRRSV の伝播を助長していることが推測された。

【対策の概要】平成 24 年度から 3 年間にわたり次の対策を講じた。APP のワクチン接種を中止し、豚房の洗浄と消毒を徹底した。また、肥育舎では、豚房間にコンパネを設置してロット間の豚の接触を防止した。更に、繁殖候補母豚もコンパネを用いて 1 腹単位に分離し、PRRS の ELISA 及び PCR 検査を実施したうえで繁殖に供した。この間、各生産ステージの PRRS の ELISA、PCR 検査及び血清中ストレスマーカーの測定を実施し、各測定値の動態を追跡調査した。

【対策の結果】対策後は、豚の発育に伴う PRRS の ELISA 値の上昇が緩慢となり、ストレスマーカーの値も減少する傾向が認められた。また、対策前の平成 23 年度と比較すると、平成 26 年度は、離乳後事故率が 2.7%減少、1 日平均増体量が 83 g 増加、平均出荷日齢が 23.1 日短縮され、生産指標の大幅な改善が認められた。

【まとめと考察】本事例では、PRRS の検査結果と飼養管理の状況を照らし合わせることで、PRRSV の伝播要因を把握することができ、当該農場にとって有効な対策を講じることができた。また、継続的な取組と、出荷日齢の短縮に伴う飼養密度の低下が、飼養環境の更なる改善をもたらし、生産指標の大幅な改善に至ったと推測された。

直売所等へ鶏卵出荷する管内小規模平飼い農家への衛生指導

県南家畜保健衛生所

○大関綾子、平野佳世、新楽和孝、半田真明

【はじめに】近年、農産物直売所やこれらを併設した道の駅（以下、直売所等）が人気を集めており、小規模農家からも直売所等へ鶏卵を出荷している。このような小規模農家の飼養形態は平飼いが多く、鶏卵は採卵されるまで鶏体や敷料、糞便等と接触した状態に置かれる。また、生産された鶏卵は GP センターの洗卵・消毒等の過程を経ず直接消費者へ販売されるため、農場における衛生状態が直接鶏卵の安全性に直結している。今回、1 小規模平飼い農家からの依頼により病性鑑定を実施したところ *Salmonella* Enteritidis (以下、SE) が分離された。そのため、当該農場及び管内の直売所等に鶏卵出荷している小規模平飼い農家に対し、調査及び指導を実施したのでその概要を報告する。

【病性鑑定状況】管内の採卵鶏 95 羽を飼養する平飼い農家から、初生で導入した鶏群（約 10 日齢）で死亡羽数が増加したとの報告があり、病性鑑定を実施したところ 3 羽中 1 羽の盲腸内容から SE が分離された。その後、導入鶏群のクロアカスワブ（24 日齢：5/5 羽、70 日齢：1/5 羽）からも SE が分離されたが、農場由来鶏群糞便及び環境拭き取り材料、飼料、飲用水、敷料及び農場内ねずみ糞便からは分離されなかった。

【調査概要とその結果】①SE 浸潤状況調査：管内の直売所等 66 か所を巡回し、鶏卵の販売取扱い状況を調査した。取扱いがあったのは 29 か所 (43.9%) であり、本調査で鶏卵販売を確認できたのは管内養鶏農家 59 戸中 13 戸 (22.0%)、うち小規模平飼い農家は 7 戸 (11.8%) であった（病性鑑定実施農家を除く）。この調査で確認された 7 戸中 6 戸と、個人で直売所を設けている 1 戸を加えた計 7 戸について、調査を実施した。鶏舎内塵埃、鶏舎内牽引スワブ、ネストスワブ、飼料及び農場内ねずみ糞便等について SE の分離を試みたが、分離されなかった。また、②衛生意識調査：対象農場の飼養者に飼養衛生管理実態について聞き取りをしたところ、ほとんどの農家はサルモネラが食中毒原因菌であることや感染経路及び媒介動物等に関する知識はなく、対策も講じていなかった。加えて、鶏卵についても誤った取扱いをしている飼養者が多く、衛生意識の低さがうかがえた。

【まとめ】今回、調査対象農家の SE 清浄性を確認できたが、知識や管理技術は飼養者によって大きな差があり、管理において補うべき点も異なることが明らかとなった。また、小規模飼養者は農場内外の些細な事象に管理レベルが左右され、衛生状態の悪化に直結しやすいことから、定期的な巡回指導の有効性を実感した。現在、SE 清浄性及び安定した飼養管理水準を維持するため、飼養者の現状を細やかに聞き取り、各々の水準に合わせた指導を行うと共に、農場 HACCP の考え方を取り入れた管理手法を提案し、指導を継続している。

県南家畜保健衛生所
平成 27 年度事業概要

平成 28 年 3 月

◇編集発行◇

栃木県

〒328-0002

栃木県栃木市惣社町 1439-20

(東惣社産業団地内)

県南家畜保健衛生所

TEL 0282-27-3611 FAX 0282-27-4144

県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp>

県南家畜保健衛生所ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g67/index.html>

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

